

絵と文：千葉てるお

## 今号のお知らせ

- 令和5年度年金委員・健康保険委員表彰が行われました…………… 2
- 社労士通信 vol.23 …………… 3
- 年収の壁・支援強化パッケージ…………… 4
- 退職される方へのご案内  
退職後の健康保険の加入について…………… 6
- 生活習慣病予防健診の受診はお済みですか？  
お得に健診が受けられます！…………… 7
- 岩手県社会保険協会からのお知らせ…………… 8
- 2月・3月の年金出張相談所日程…………… 8

「素直に正しく・吉浜のスネカ」  
 岩手県大船渡市・吉浜の新年行事「スネカ」。  
 新年明けの小正月に、奇面を着けたスネカが  
 子供たちの健やかな成長と五穀豊穡を願  
 家々を回って歩くというもの。  
 二百年ほどの歴史があり、新年には欠かせない  
 来訪神とされています。  
 とはいえ子供たちにとっては楽しいはずの  
 お正月なのに、突然やってきて怒鳴り声で  
 諭されるのは悲劇となるでしょうね。  
 しかし、こうした経験が大人になってから  
 ジワジワと身に染みて役に立つということも  
 感じてくれるはずです。



● 職場内で回覧しましょう！

# 謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般財団法人 岩手県社会保険協会  
 会長 谷村 邦久  
 外 役職員一同

会員皆様の福祉向上に向け、社会保険制度の的確な情報提供を図りながら健全運営に努める所存であります。  
 皆様のこの一年間のご多幸をお祈り申し上げ、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

# 「代替休暇」制度について

## 令和5年度年金委員・健康保険委員表彰が行われました

令和5年11月21日盛岡市において年金委員・健康保険委員として特に活動や取組に顕著な功績のあった25名に表彰が行われました。

受賞者の皆様へ心からお祝いを申し上げ、今後のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げます。



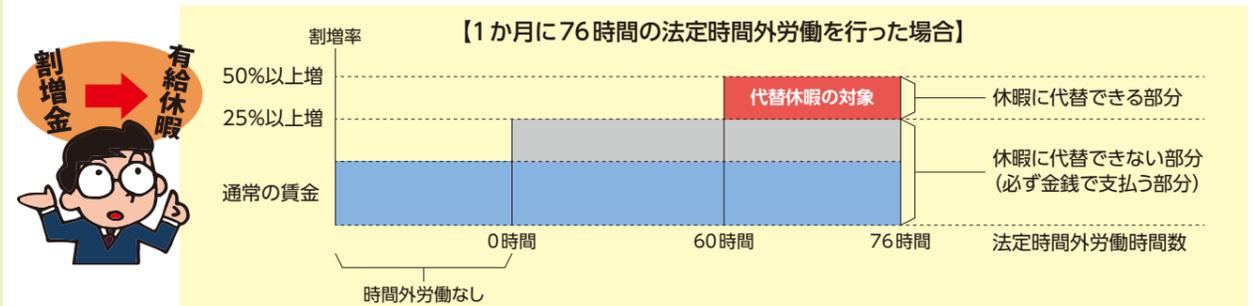
## 令和5年度 年金委員・健康保険委員被表彰者名簿

年金委員表彰(14名)			
表彰区分	氏名	事業所名	所在地
厚生労働大臣表彰(2名)	中 関 美智雄	アポロ石油株式会社	盛岡市
	及 川 絹 子	株式会社水沢鋳工所	奥州市
日本年金機構理事長表彰(4名)	坂 井 久仁子	丸上建設株式会社	奥州市
	山 崎 元	医療法人あかね会	大槌町
	林 崎 洋 子	株式会社細谷地	久慈市
	高 村 いづみ	生内商事株式会社	二戸市
日本年金機構理事長表彰(8名)	馬 場 拓 也	丸毛盛岡中央青果株式会社	盛岡市
	若 柳 洋 子	盛岡軌道工業株式会社	栗石町
	小野寺 光 子	宇部建設株式会社	一関市
	佐 藤 和 子	株式会社石秀苑	大船渡市
	菊 池 建市朗	株式会社東北鉄興社	一関市
	井戸坂 知 幸	社会福祉法人田老和心会	宮古市
	藤 原 裕 一	岩手罐詰株式会社	金石市
	鈴 木 孝 幸	遠野商工会	遠野市

健康保険委員表彰(11名)			
表彰区分	氏名	事業所名	所在地
全国健康保険協会理事長表彰(2名)	高 橋 圭	三機商事株式会社	盛岡市
	田 子 未知瑠	有限会社三寿司	盛岡市
全国健康保険協会岩手支部支部長表彰(9名)	佐々木 穂 波	岩手道路開発株式会社	盛岡市
	津 嶋 明 香	鹿妻穴堰土地改良区	盛岡市
	(非公表)	(非公表)	盛岡市
	藤 村 順 子	社会福祉法人幸星会	盛岡市
	羽 田 陽 香	社会福祉法人善友隣保館	盛岡市
	立 柳 恵美子	盛岡広域森林組合	盛岡市
	橋 貴 子	株式会社矢巾タクシー	盛岡市
	後 藤 明日香	有限会社先先測量	花巻市
	工 藤 祐 貴	双葉重車輻株式会社	八幡平市

受賞者の皆様、大変おめでとうございます。  
 今後のさらなるご活躍を祈念申し上げます。

- 総務担当者** 「代替休暇」と「代休」は同一の制度ですよね？  
**社 労 士** 「代替休暇」を略して「代休」と思っているかもしれませんが、全く異なる制度です。  
**総務担当者** え。そうなのですか？「代替休暇」制度について教えてください。  
**社 労 士** 代休や振替休日は、大まかに言えば労働日と休日を入れ替えることを指しますが、代替休暇は「月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金の支払いに代えて付与する有給休暇なんですよ」下の図で具体的に確認しましょう。



- 社 労 士** 代替休暇の時間数の計算は少し複雑になりますが、次の通りです。会社にとっては残業代の抑制に繋がり、労働者には健康の維持に繋がる効果がありますね。

### ○代替休暇の時間数の算定方法

$$\text{代替休暇の時間数} = \left[ \text{1か月の法定時間外労働時間数の時間数} - 60 \right] \times \text{換算率}$$

$$\text{換算率} = \text{代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率} - \text{代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率}$$

### 【計算例】

- ア.所定労働時間：8時間(半日は午前・午後とも4時間)  
 イ.通常の法定時間外労働の割増率：25%、月60時間超の法定時間外労働の割増率(引上げ分)：50%  
 ウ.ある月の法定時間外労働が76時間  
 代替休暇の時間数 = (76 - 60) × 0.25 = 4.0時間(半日となります。) 換算率 = 50% - 25% = 25% (0.25)

- 代替休暇の単位：1日、半日、1日または半日のいずれかによって与えます。  
 ○代替休暇を与えることができる期間：法定時間外労働が1か月60時間を超えた月の末日の翌日から2か月間以内に与えます。

- 総務担当者** なるほど、違いがよくわかりました。導入等に際して何か留意点はありますか？  
**社 労 士** 「代替休暇」の導入運用には、3つの留意点があります。  
 (1) 制度導入には労使協定が必要(就業規則にも明記)  
 (2) 25%以上の割増賃金の支払いが必要  
 【計算例】では、76時間分に対して通常(25%以上)の割増率による割増賃金の支払いは必要  
 (3) 代替休暇を取得するかどうかは、労働者の意思による  
**総務担当者** 「代替休暇」制度について、間違っ「代休」の説明をするところでした。社労士さんに相談して助かりました。  
**社 労 士** それは良かったです。「代替休暇」制度導入の際は、お手伝いさせていただきます。

ささいな事でもお気軽にどうぞ！  
 詳しくはお近くの  
**社会保険労務士**にご相談ください。  
 ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>

# 年収の壁・支援強化パッケージ

★パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。★

## ■年収の壁とは

厚生年金保険及び健康保険においては、会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者(国民年金第3号被保険者)として、社会保険料の負担が発生しません。

こうした方の収入が増加して一定の収入を超えると、社会保険料が発生し、その分手取り収入が減少するため、収入基準(年収換算で106万円や130万円)で就業調整が行われていることから「年収の壁」と呼ばれています。



## ■支援強化パッケージ内容について

### ●106万円の壁への対応

①キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の新設  
労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に一定期間助成(労働者1人当たり最大50万円)を行います。

②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外(次ページ参照)  
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として標準報酬月額算定の対象としません。

### ●130万円の壁への対応

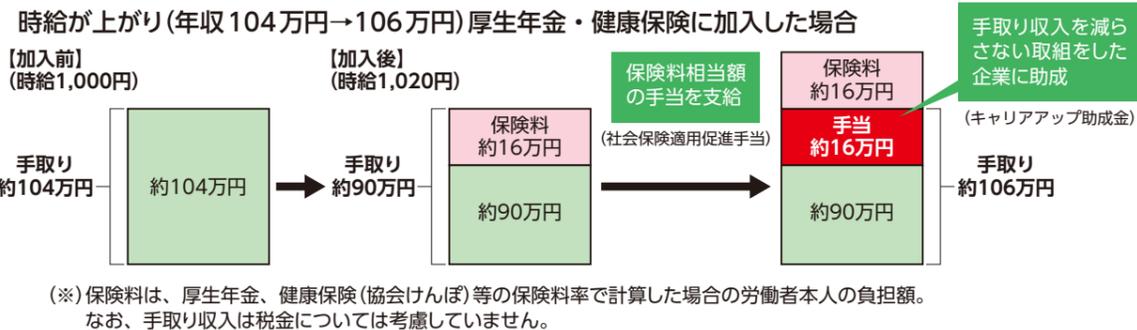
事業主の証明による被扶養者認定の円滑化  
パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることを可能とします。

### ●配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示すわかりやすい資料が作成・公表される予定です。

## ◆社会保険適用促進手当について

### ■106万円の壁への対応活用イメージ



Q: 今回の措置(社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)は、どのような方が対象となるのですか。



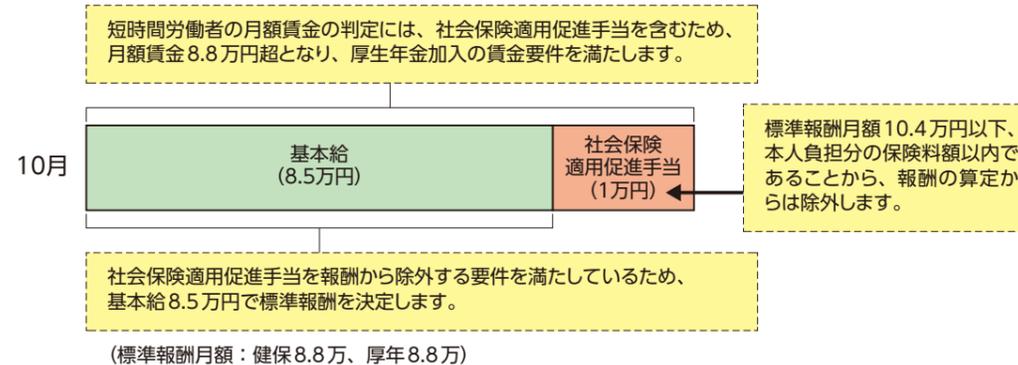
A: 新たに社会保険の適用となった労働者であって、標準報酬月額が10.4万円以下の方が対象となります。社会保険適用促進手当の支給対象者は、特定適用事業所<sup>(※)</sup>に勤務する短時間労働者に限られません。

また、事業主が同一事業所内で同じ条件で働く、既に社会保険が適用されている他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、同様に、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しない措置の対象となります。

(※) 厚生年金保険の被保険者数が101人以上(令和6年10月からは常時51人以上)の事業所

### ■標準報酬算定除外の取扱い例

特定適用事業所に該当する適用事業所において、基本給に加えて社会保険適用促進手当が支給され、新たに10月から被保険者となる場合



年収の壁・支援強化パッケージに係る取扱いのQ&Aについては、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp>)に掲載されておりますので、あわせてご覧ください。

### 年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045(フリーダイヤル・無料)

受付時間/平日8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

来年の確定申告が楽しみになります。まずは、資料請求を!

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階

退職される方へのご案内

## 退職後の健康保険の加入について

### 退職後の「健康保険」は速やかにお手続きを!

退職後はご自身で次に加入する健康保険を選択し手続きを行う必要があります。詳細については加入先にご確認いただく必要があります。

健康保険の種類	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険の扶養者
手続き先	お住まいの市区町村役場	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族のお勤め先
保険料	前年の所得などにより決定 退職の理由などにより保険料が軽減される場合があります	在職時の約2倍(上限あり) 退職後は事業主折半分も全額自己負担になります	被扶養者の負担なし
加入条件	お住まいの市町村役場へご確認ください	下記をご覧ください	ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります

任意継続に加入する場合

- 条件1**▶ ◎資格喪失日の前日(退職日)までに継続して2か月以上の被保険者期間があることが必要です。
- 条件2**▶ ◎資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内必着で、住所地の協会けんぽ都道府県支部へ資格取得申出書を提出してください。  
各種申請書は郵送での提出も承っております。



加入した後は、毎月保険料を納付いただきます。  
納付方法は納付書による毎月納付のほか、口座振替や保険料が割引される前納制度がございます。



**納付がされないと、健康保険の資格が切れてしまいますので、ご注意ください。**

任意継続被保険者の加入期間は、退職日の翌日から最長2年間となります。

申出書のダウンロードはこちらから→



制度について詳しくはこちらから→



お問い合わせ先：TEL019-604-9070(業務グループ)

生活習慣病予防健診の受診はお済ですか? \ 35歳~74歳の被保険者様(お勤めの方) /

## お得に健診が受けられます!

協会けんぽでは、35歳以上の加入者ご本人(被保険者)様を対象にした「生活習慣病予防健診」を行っています。職場の定期健診としてご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

お得です!



〈生活習慣病予防健診と定期健診との比較〉

### 生活習慣病予防健診

検査項目 約31項目

負担額

最高 **5,282円** 最高7,169円

令和5年4月よりさらにお得に!

### 定期健診

検査項目約22項目

負担額

約8,000円

※健診機関により異なります。

お得ポイント

1. 総額約19,000円の健診が約5,000円で受けられます!
2. がん検診(胃がん・大腸がんなど)も含んだ充実の検査項目!

予約は簡単  
2ステップ

①HP等から  
健診機関を選ぶ

②電話で  
健診機関へ予約

※事業所単位でのお申し込みも可能です。

健診項目や受診の流れの詳細はこちら→



健診実施機関一覧はこちら→



お問い合わせ先：TEL019-604-9089(保健グループ)

## 協会けんぽから「医療費のお知らせ」をお送りします

加入者の皆様ご自身の医療費を確認していただくことで、健康保険への関心を高めることを目的に、年1回「医療費のお知らせ」を事業所様宛にお送りしております。

令和5年度は送付時期を早めるために、「医療費のお知らせ」に記載する診療期間が変更となりますので、ご了承ください。

お届け期間：令和6年1月中旬～1月下旬

対象期間：令和4年10月～令和5年8月診療分

- ※個人情報保護のため、未開封のまま従業員の皆様にお渡しください。
- ※退職等によりお渡しいただけない場合には、お手数をお掛け致しますが、同封の返信用封筒にて当協会へご返送ください。
- ※「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きにご利用いただけます。
- ※医療費控除の申告に関する事項は、税務署にお問い合わせください。

詳しくはこちらから



お問い合わせ先：TEL019-604-9088(レセプトグループ)



## 社会保険協会からのお知らせ

### 遠野ウオーキングを開催しました!

今年も民話の里遠野ウオーキング協会の御支援により10月28日に遠野駅前をスタート&ゴールとする5キロと8キロのコースに66名が参加しました。コースの折々にウオーキング協会から解説をいただき博物館の見学、鍋倉公園ではカモシカの出迎えなど遠野の歴史に触れながら心地よいひと時を過ごすことができました。

▼集合場所の遠野駅



▲鍋倉公園



▲盛岡市アイーナ会場

▼一関文化センター会場



### ビジネスセミナーを開催しました!

今年度のセミナーは「職場におけるトラブルの事例と解決方法」をテーマに岩手県社会保険労務士会所属の労務管理のプロである社会保険労務士の皆様を講師に県内5会場で開催しました。参加者は59名と少数でしたが各会場では個別事例について具体的な解決方法を示しながらわかりやすく解説いただきました。

### 社会保険協会からのお願い

### 事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、下記により当協会あてご連絡をお願いいたします。

**変更届** (送付先) **FAX 019-626-0252**

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 ---

(宛名ラベルの下にあります)

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
ふりがな 事業所名		
所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 電話 <input type="text"/>	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 電話 <input type="text"/>

### 年金出張相談所

会場	2月	3月	時間	
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	8(木)	14(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	21(水)	21(木)	10:00~15:30
	葛巻町役場	28(水)	3月はお休みです	11:00~15:00
	紫波町役場	2月はお休みです	27(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	15(木)	3月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	22(木)	21(木)	10:30~15:30
	奥州市役所(本庁)	2月はお休みです	7(木)	10:00~15:30
宮古	奥州市役所(江刺総合支所)	1(木)	3月はお休みです	10:00~15:30
花巻	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	15(木)	21(木)	10:00~15:30
	遠野市役所本庁舎3階	1(木)	7(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	8(木)	7(木)	10:30~16:00
		22(木)	21(水)	10:30~16:00

### 年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

[自動音声案内番号]

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。